**第８号様式**（第12条関係）

90センチメートル

|  |
| --- |
| 貯留機能保全区域高　知　県名称指定番号貯留機能保全区域の位置貯留機能保全区域の管理者及び連絡先標識の設置者及び連絡先この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第１項の規定に基づき指定されたものです。 |

注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

70センチメートル